第65回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

主要な事業内容
主要な営業所及び工場
使用人の状況
主要な借入先の状況
その他企業集団の現況に関する重要な事項
株式の状況
新株予約権等の状況
社外役員に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
計算書類に係る会計監査報告

(2025年10月１日から2026年９月30日まで)

長谷川香料株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条第２項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

主要な事業内容（2026年９月30日現在）

当社グループは当社、子会社12社及び関連会社１社で構成されており、各種香料（香粧品香料、食品香料、合成香料）、各種食品添加物及び食品の製造並びに販売と各品目の輸出入に関する業務を主たる事業にしております。

主要な営業所及び工場（2026年９月30日現在）

長谷川香料株式会社	当社	本社	東京都中央区
		大阪支店	大阪府大阪市中央区
		名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
		札幌営業所	北海道札幌市北区
		総合研究所	神奈川県川崎市中原区
		深谷工場	埼玉県深谷市
		板倉工場	群馬県邑楽郡板倉町
長谷川ビジネスサービス株式会社	子会社	本社	東京都中央区
		ファインフーズ工場	群馬県邑楽郡板倉町
T. HASEGAWA U.S.A., INC.	子会社	本社・工場	アメリカ合衆国 カリフォルニア州セリトス市
		工場	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 ランチョ・クカモンガ市
ABELEI, INC.	子会社	本社・工場	アメリカ合衆国 イリノイ州 ケーン郡ノースオーロラ
長谷川香料（上海）有限公司	子会社	本社・工場	中国 上海市浦東新区
長谷川香料（蘇州）有限公司	子会社	本社・工場	中国 江蘇省蘇州市蘇州工業園区
長谷川香料（平湖）有限公司	子会社	本社・工場	中国 浙江省平湖市独山港経済開発区
上海長谷川香精貿易有限公司	子会社	本社	中国 上海市外高橋保税区
台灣長谷川香料股份有限公司	子会社	本社	台北市
T HASEGAWA FLAVOURS (KUALA LUMPUR) SDN. BHD.	子会社	本社・工場	マレーシア クアラルンプール市
T. HASEGAWA (SOUTHEAST ASIA)CO., LTD.	子会社	本社	タイ王国 バンコク市
PT. HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES INDONESIA	子会社	本社	インドネシア共和国 南ジャカルタ市
Hoàng Anh Flavors and Food Ingredients Joint Stock Company	子会社	本社・工場	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市

使用人の状況（2026年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,106名（180名）	164名増（6名増）

（注）１．使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に平均人員を外数で記載しております。
２．当社グループは、各種香料等の製造・販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,163名（63名）	9名増(3名増)	44.6歳	17.5年

（注） 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に平均人員を外数で記載しております。

主要な借入先の状況（2026年９月30日現在）

借入金がないため、記載を省略しております。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況（2026年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　160,000,000株

② 発行済株式の総数　42,708,154株

③ 株主数　22,758名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	百株	%
株式会社長谷川藤太郎商店	66,206	16.31
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1	52,231	12.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	45,148	11.12
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	23,726	5.84
公益財団法人長谷川留学生奨学財団	20,000	4.92
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT − CLIENT ACCOUNT	12,505	3.08
長谷川香料従業員持株会	9,935	2.44
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	9,490	2.33
味の素株式会社	9,000	2.21
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	8,259	2.03

（注）１．当社は自己株式を2,116,051株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤　当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を採用しており、2025年12月18日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として、自己株式の処分を行うことを決議しました。これにより、2026年１月16日に当社普通株式48,286株、総額133,269,360円を処分しております。

区分	株式数	交付対象者数
当社の取締役（社外取締役を除く）	26,791株	６名
当社の執行役員	15,976株	８名
当社のグループ執行役員（国内居住者）	1,997株	１名
当社のフェロー	3,522株	２名

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2015年12月17日	2016年12月21日
新株予約権の数		68個	51個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 6,800株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式 5,100株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり 123,500円 （１株当たり1,235円）	新株予約権１個当たり 174,400円 （１株当たり1,744円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個につき 100円 （１株当たり1円）	新株予約権１個につき 100円 （１株当たり1円）
権利行使期間		2016年１月16日から2046年１月15日まで	2017年１月21日から2047年１月20日まで
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 68個 目的となる株式数 6,800株 保有者数 １人	新株予約権の数 51個 目的となる株式数 5,100株 保有者数 １人
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人

名称		第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		2017年12月21日	2018年12月20日
新株予約権の数		117個	106個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 11,700株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式 10,600株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり 201,300円 （１株当たり2,013円）	新株予約権１個当たり 133,500円 （１株当たり1,335円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個につき 100円 （１株当たり1円）	新株予約権１個につき 100円 （１株当たり1円）
権利行使期間		2018年１月20日から2048年１月19日まで	2019年１月19日から2049年１月18日まで
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 117個 目的となる株式数 11,700株 保有者数 １人	新株予約権の数 106個 目的となる株式数 10,600株 保有者数 １人
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人

名称		第５回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議日		2019年12月19日	2020年12月17日
新株予約権の数		103個	101個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　10,300株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　10,100株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり　195,900円 （１株当たり1,959円）	新株予約権１個当たり　184,700円 （１株当たり1,847円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個につき　100円 （１株当たり1円）	新株予約権１個につき　100円 （１株当たり1円）
権利行使期間		2020年１月18日から2050年１月17日まで	2021年１月16日から2051年１月15日まで
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　103個 目的となる株式数　10,300株 保有者数　１人	新株予約権の数　101個 目的となる株式数　10,100株 保有者数　１人
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人

名称		第７回新株予約権	第８回新株予約権
発行決議日		2021年12月22日	2022年12月22日
新株予約権の数		121個	93個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　12,100株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　9,300株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり　221,600円 （１株当たり2,216円）	新株予約権１個当たり　245,500円 （１株当たり2,455円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個につき　100円 （１株当たり1円）	新株予約権１個につき　100円 （１株当たり1円）
権利行使期間		2022年１月15日から2052年１月14日まで	2023年１月14日から2053年１月13日まで
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　121個 目的となる株式数　12,100株 保有者数　２人	新株予約権の数　93個 目的となる株式数　9,300株 保有者数　２人
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人

名称		第９回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		2023年12月21日	2024年12月19日
新株予約権の数		145個	313個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　14,500株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　31,300株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり　283,600円 （１株当たり2,836円）	新株予約権１個当たり　229,500円 （１株当たり2,295円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個につき　100円 （１株当たり1円）	新株予約権１個につき　100円 （１株当たり1円）
権利行使期間		2024年１月13日から2054年１月12日まで	2025年１月18日から2055年１月17日まで
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　145個 目的となる株式数　14,500株 保有者数　３人	新株予約権の数　313個 目的となる株式数　31,300株 保有者数　４人
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人

（注）新株予約権の行使の条件

（1）新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。

（2）新株予約権者が当社取締役の地位を喪失する前に死亡した場合には、上記（1）にかかわらず、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、相続原因事由発生日から１年以内に限り、これを行使することができる。

（3）新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権（その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権）の全てを一括して行使しなければならず、その一部のみを行使することはできない。

（4）新株予約権者は、１個の新株予約権の一部を行使することはできない。

（5）その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

a. 取締役和泉昭子氏は、日本年金機構運営評議会委員及び公益財団法人日本財団非常勤理事を兼任しておりますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

b. 監査役有田知徳氏は、銀座中央法律事務所弁護士を兼任しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

c. 監査役山村一仁氏は、公益社団法人日本写真協会監事を兼任しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

d. 監査役鈴木真紀氏は、佐藤真太郎法律事務所弁護士、Sansan株式会社社外取締役（監査等委員）を兼任しておりますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における社外取締役の主な活動状況

氏　　名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
大　門　進　吾	当事業年度において開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。 企業経営に関する高い見識と国際業務・営業戦略に関する豊富な実務経験を活かし、客観的立場から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、議案の審議に必要な発言を積極的に行っております。また指名委員会および報酬委員会において的確な提言や有効な意見を表明しております。
和　泉　昭　子	当事業年度において開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。 生活経済ジャーナリスト、ファイナンシャルプランナー等としての豊富な経験、また働き方改革、人財育成、ダイバーシティ推進等の分野における専門性を活かし、客観的立場から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、議案の審議に必要な発言を積極的に行っております。また指名委員会および報酬委員会において的確な提言や有効な意見を表明しております。

氏　　名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
Paul Dupuis	当事業年度において開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。 国内外の企業経営に関する高い見識と国際業務・人財育成に関する豊富な実務経験を活かし、客観的立場から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、議案の審議に必要な発言を積極的に行っております。また指名委員会および報酬委員会において的確な提言や有効な意見を表明しております。
只　雄　一	当事業年度において開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。 国際的な経営戦略の立案・遂行に関する高い見識と経営企画を中心とした多岐に亘る国内外での事業経験を活かし、客観的立場から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、議案の審議に必要な発言を積極的に行っております。

③ 当事業年度における社外監査役の主な活動状況

氏　　名	出席状況及び発言状況
有　田　知　徳	当事業年度において開催された取締役会11回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。 検事、弁護士としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的視点から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行い、また、監査役会において監査の方法その他監査役の職務執行に関する事項について必要な発言を積極的に行っております。
山　村　一　仁	当事業年度において開催された取締役会11回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。 経営分野での幅広い知識と実務経験に基づく客観的視点から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行い、また、監査役会において監査の方法その他監査役の職務執行に関する事項について必要な発言を積極的に行っております。

氏　　名	出席状況及び発言状況
鈴　木　真　紀	当事業年度において開催された取締役会11回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。 弁護士としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的視点から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行い、また、監査役会において監査の方法その他監査役の職務執行に関する事項について必要な発言を積極的に行っております。

会計監査人の状況

① 当社の会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	62百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	71百万円

（注）1．重要な子会社のうち、T.HASEGAWA U.S.A.,INC.、長谷川香料（上海）有限公司、長谷川香料（蘇州）有限公司、長谷川香料（平湖）有限公司、T HASEGAWA FLAVOURS (KUALA LUMPUR) SDN. BHD.、Hoàng Anh Flavors and Food Ingredients Joint Stock Company、PT. HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES INDONESIA、T. HASEGAWA (SOUTHEAST ASIA)CO., LTD.及び台灣長谷川香料股份有限公司の9社は有限責任監査法人トーマツ以外の監査法人の監査を受けております。また、有限責任監査法人トーマツの監査を受けている重要な子会社はありません。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、人事制度に関するアドバイザリー業務等であります。また、連結子会社における非監査業務はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

⑥　責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）全役員及び全従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するように、かつ企業の社会的責任を果たすため、企業行動規範とコンプライアンス規程を定め、それを全役員及び全従業員に周知徹底する。

（2）違法行為の発生を未然に防ぎ、あるいは潜在する違法行為の放置、隠蔽を防ぎ、また、違法行為があったときは、その実態を早急に把握し、対策を協議し、是正していくことを目的にコンプライアンス委員会を設置し、社内に違法行為がないか定期的に確認する。また、違法行為の通報の受け皿として社内通報制度を設ける。

（3）全役員及び全従業員に対し、その職務の執行に係る法令等に関する研修・教育の実施等により、コンプライアンスを尊重する意識の醸成に努める。

（4）財務報告の信頼性を確保するため、内部統制規程を定め、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、その有効性を適正に評価する体制を構築する。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書および記録管理規程を定める。

3．当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）当社グループは、「食の安全性」に関わるメーカーとして、品質保証理念をもって、安全性を第一に、顧客に満足いただける品質の製品の供給に努める。そのため当社は、代表取締役社長直轄の品質保証部を中心として、研究開発、原材料調達、生産、販売を含めた総合的な品質保証体制を構築する。また、子会社と連携して品質保証体制の改善を推進するとともに、関係会社管理規程に基づく子会社への品質監査を通じて、当社グループ全体の品質保証体制の充実を図る。

（2）リスク管理体制については、社内規程を整備し関連部署を中心にリスクの分析・管理、対応策の検討を行う。

（3）全社的あるいは当社グループとして対応が必要なリスクについては、関連部署あるいはグループ会社の横断的な組織であるリスク管理委員会を設置し、リスクの分析・管理、対応策の検討を行う。
（4）不測の事態や危機の発生時に当社の事業の継続を図るため、事業継続規程及びその下位規程である事業継続要領を定め、当社の全役員及び全従業員に周知徹底する。

4．当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社は、中期経営計画（連結）を定め、会社として達成すべき目標を明確にする。
（2）当社は、定例取締役会を原則として月１回開催し、緊急を要する場合は臨時取締役会を適時開催する。
（3）当社は、代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する戦略会議を設け、原則として毎週、必要な場合は臨時開催し、当社グループの経営戦略の立案及び当社グループ運営に係る重要事項を含む業務執行についての審議等を機動的に行う体制を構築する。

5．当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
（1）当社は、関係会社管理規程を設け、子会社管理担当執行役員及び子会社管理担当部署を置き、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。子会社管理担当部署は、子会社の管理体制を適切に構築し、運用する。
（2）当社の代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する海外拠点報告会において、原則として月１回、子会社の取締役等（会社法施行規則第100条第１項第５号イに定める取締役等をいう。以下同じ。）が子会社の業績、財務状況その他の重要な情報について報告する。なお、当該報告には、社外取締役は四半期毎に参加する。
（3）関係会社管理規程において、当社取締役会での承認が必要な承認事項、戦略会議への報告が必要な協議事項、報告事項を定め、適切に運用する。また、子会社管理担当執行役員は、子会社において、被災、事故、係争・紛争事件等、子会社の経営に重大な影響を及ぼす事象が生じた、もしくは生じると予測される場合は、速やかに経緯、状況等を戦略会議に報告する。

6．当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当社の企業行動規範とコンプライアンス規程を子会社にも適用し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。また、当社子会社において違法行為の通報の受け皿として社内通報制度を設ける。

（2）当社の内部監査部門は、関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、子会社に対して内部監査を実施する。

7．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を求めた場合には、必要な体制を構築し、人員を配置する。

8．前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（1）監査役の職務を補助すべき社員は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に基づき職務を遂行する。

（2）監査役を補助すべき社員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

9．当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生した、あるいは発生するおそれがあるとき、取締役又は従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

10．当社子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

（1）当社グループの全役員及び全従業員は、法令等の違反行為等、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行う。

（2）当社の内部通報制度の担当部署は、当社グループ各社における役職員からの内部通報の状況を確認し、その状況につき、当社のコンプライアンス委員会において定期的に当社監査役に対して報告する。

（3）当社の内部監査部門は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

（4）当社グループの全役員及び全従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

１１．前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（１）当社は、いかなる場合においても、関係法令及びコンプライアンス規程に従って行われた相談・通報を理由として、当該相談・通報者及び調査協力者に対し、不利益な取扱いをとらないこと、また、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス委員会事務局は、常勤監査役と連携して、不利益な取扱いの有無について監視することをコンプライアンス規程に明記し、当社グループの全役員及び全従業員に周知徹底する。

（２）相談・通報を受けた窓口の担当者等公益通報対応業務従事者は、その業務に関して知り得た情報について守秘義務を負い、厳に秘密として保持するとともに、相談・通報を受けた通報窓口の担当者は、相談・通報者本人の希望がある場合、所属部署、氏名、連絡先等をコンプライアンス委員会事務局に報告しないことを遵守する。

１２．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

（１）監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（２）監査役会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

１３．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（１）役員と社員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

（２）監査役は取締役会などの重要な会議に出席する。常勤監査役は戦略会議ほか、主要な会議にも出席し、その結果を監査役会に報告し、取締役の職務執行の状況を監査・監督し、経営チェック機能の充実を図る。

（３）監査役、内部監査部門及び会計監査人は、情報交換、意見交換を行うなどの連携により、監査機能の向上に努める。

１４．反社会的勢力排除のための体制

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、同勢力や団体からの不当な要求には断固たる行動をとるものとする。企業行動規範にこの主旨を定め、役員と社員が順守するよう徹底する。

平素より警察等の関係行政機関及び団体からの情報収集に努め、事案の発生時にはこれらの機関及び団体、弁護士等と密接に連携し、迅速かつ組織的に対処できる体制を構築する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1．コンプライアンスに関する取り組みの状況

長谷川香料企業行動規範を定め、全役員及び全従業員に周知徹底するとともに、本規範を配布し、随時確認することができる環境を整備しております。その上で、誠実性及び倫理観を遵守することを求める行動基準や規範が周知されているかを確認するため、全従業員に対して、理解度テストを実施し、コンプライアンス意識の醸成に努めました。

また、コンプライアンス規程に基づき、代表取締役会長を委員長とし、取締役をメンバーに含むコンプライアンス委員会を開催しました。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスに関する重要事項の審議、理解度テストの結果等の報告を行いました。

当社及び子会社において社内通報制度を設け、社内及び社外に相談・通報窓口を設置し、相談・通報に対しては事実関係の調査及び対策の検討を行うなど、適切に運用しました。なお、各社の相談・通報の状況については、コンプライアンス委員会にて常勤監査役に報告しました。

2．損失の危険の管理に関する取り組みの状況

リスク管理規程に基づき、代表取締役会長を委員長とし、取締役をメンバーに含むリスク管理委員会を開催しました。リスク管理委員会では、リスクの分析・管理、重点リスクへの対応に関する評価報告及びリスク管理に関する年次計画、対策の立案・実行推進等を含むリスク管理計画の審議を行いました。

また、不測の事態や危機の発生時に当社の事業の継続を図るため、事業継続規程及び事業継続要領を定め、全役員及び全従業員に周知徹底するとともに、大規模災害を想定した消防訓練及び安否確認訓練を実施しました。

内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社の業務について内部監査を実施しました。

３．職務執行の適正及び効率性の確保に関する取り組みの状況

当事業年度において取締役会を11回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から審議をしました。

なお、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に関する重要な情報は、文書および記録管理規程に基づき、適切に保存、管理を行いました。

４．当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組みの状況

関係会社管理規程に基づき、子会社管理担当執行役員及び子会社管理担当部署が子会社の状況に応じて必要な管理を行うとともに、子会社の重要な意思決定については、関係会社管理規程に定めた管理項目に基づき、適切な運用を行いました。

また、代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する海外拠点報告会において、子会社の取締役等が子会社の業績、財務状況その他の重要な情報について月１回、報告を行いました。

内部監査部門は、関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、子会社に対して内部監査を実施し、その結果について代表取締役社長及び常勤監査役に報告を行いました。

５．監査役監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

当社の監査役会は、社外監査役３名を含む監査役４名で構成されております。当事業年度において監査役会を11回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行いました。また、監査役は取締役会などの重要な会議に出席し、取締役の職務執行の状況を監査・監督するとともに、代表取締役会長、社長及び執行役員・部署長と年２回意見交換を実施し、監査計画に則って子会社・工場の監査を行いました。さらに、会計監査人及び内部監査部門と定期的に意見交換を行い、監査機能の向上に努めました。

連結株主資本等変動計算書

（2025年10月 1 日から
2026年 9 月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,364	7,518	94,475	△4,774	102,585
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,526		△3,526
親会社株主に帰属する当期純利益			7,736		7,736
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		22		302	324
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	22	4,210	301	4,534
当期末残高	5,364	7,541	98,686	△4,472	107,119

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,439	14,394	480	20,315	424	123,324
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△3,526
親会社株主に帰属する当期純利益						7,736
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						324
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	847	5,475	370	6,693	△167	6,525
連結会計年度中の変動額合計	847	5,475	370	6,693	△167	11,060
当期末残高	6,287	19,869	851	27,009	256	134,385

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴ 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　11社

・連結子会社の名称　長谷川ビジネスサービス株式会社
T. HASEGAWA U.S.A.,INC.
長谷川香料（上海）有限公司
長谷川香料（蘇州）有限公司
T HASEGAWA FLAVOURS (KUALA LUMPUR) SDN. BHD.
PT. HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES INDONESIA
T. HASEGAWA(SOUTHEAST ASIA)CO.,LTD.
台灣長谷川香料股份有限公司
ABELEI, INC.
長谷川香料（平湖）有限公司
Hoàng Anh Flavors and Food Ingredients Joint Stock Company

・連結範囲の変更　当連結会計年度にHoàng Anh Flavors and Food Ingredients Joint Stock Companyの全株式を新たに取得したため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　上海長谷川香精貿易有限公司

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

⑵ 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　上海長谷川香精貿易有限公司

・持分法を適用しない理由　同社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

⑶ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日について、長谷川香料（上海）有限公司、長谷川香料（蘇州）有限公司、長谷川香料（平湖）有限公司及びT HASEGAWA FLAVOURS (KUALA LUMPUR) SDN. BHD.、Hoàng Anh Flavors and Food Ingredients Joint Stock Companyは12月31日であります。連結計算書類の作成にあたり、これらの子会社については連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

⑷ 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

ロ．子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

ハ．その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法

ニ．棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　　当社及び国内連結子会社は定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	８～50年
機械装置	５～10年

ロ．無形固定資産　　定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

顧客関連資産	20年
ソフトウェア（自社利用）	５年

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	当社及び国内連結子会社は、売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として個別要引当額を計上しております。
ロ．賞与引当金	当社及び連結子会社は、従業員及び執行役員への賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度の賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。
ハ．役員賞与引当金	当社は、取締役に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における年間支給見込額に基づき、当連結会計年度において負担すべき額を計上しております。
ニ．和解金等引当金	一部連結子会社における、元従業員との係争に関する和解金の支出に備えるため、当連結会計年度において負担すべき金額を合理的に見積り計上しております。

④　重要な収益及び費用の計上基準

当社及び国内連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年３月26日）を適用しております。財又はサービスの販売に係る収益は主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

取引価格の算定においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

当該履行義務は、財又はサービスを引き渡す一時点において、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。なお、財又はサービスの国内の販売において、出荷時から当該財又はサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

⑤　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法	当社は退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を発生の翌連結会計年度から費用処理しております。 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
ロ．のれんの償却方法及び期間	のれんの償却は10年間の定額法により償却を行っております。

2．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

（のれん及び顧客関連資産の評価）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	8,090百万円
顧客関連資産	14,344百万円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

のれん及び顧客関連資産は、連結子会社であるT. HASEGAWA U.S.A., INC.で計上されているのれん6,513百万円及び顧客関連資産11,929百万円に加え、Hoàng Anh Flavors and Food Ingredients Joint Stock Companyで計上されているのれん1,577百万円及び顧客関連資産2,415百万円であります。

T HASEGAWA U.S.A., INC.は米国会計基準を適用しており、のれん及び顧客関連資産を含む固定資産の評価にあたっては、T HASEGAWA U.S.A., INC.の固定資産全体を一つの資産グループとして捉え、のれんを含んだ報告単位の公正価値が帳簿価額以下となる可能性が50%を超えるかどうか定性的な要素を評価します。

定性的な要素の評価の結果、減損の兆候があると判断された場合には、定量的評価を行います。定量的評価においては、のれんを含んだ報告単位の公正価値と帳簿価額の比較を行い、公正価値が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識します。

当連結会計年度において、定性的な要素を評価した結果、のれん及び顧客関連資産を含む固定資産に減損の兆候がないと評価されたため、減損損失の認識は不要と判断しました。

減損の兆候の判定で利用される将来の事業計画は売上成長率、EBITDAマージン、長期成長率の影響を受けております。

また、「10. 企業結合に関する注記」のとおり、当連結会計年度においては、Hoàng Anh Flavors and Food Ingredients Joint Stock Companyの買収に係る取得原価のうち、のれん及び顧客関連資産に配分された金額が相対的に多額であるため、減損の兆候が存在すると判断しましたが、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローの総額がのれんを含む資産グループに係る固定資産の帳簿価額を上回っているため減損損失の認識は不要と判断しました。

割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りで利用される将来の事業計画は売上成長率、営業利益率、設備投資額の影響を受けております。

上記各社の事業計画において用いた仮定に関して、経済環境の著しい落ち込み、市場環境の著しい変化等により、大幅な見直しが必要になった場合、翌連結会計年度以降において、減損損失を認識する可能性があります。

3．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　74,683百万円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	42,708千株	－千株	－千株	42,708千株

⑵　自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	2,258千株	0千株	142千株	2,116千株

（注）1．自己株式数の減少は、新株予約権の権利行使と譲渡制限付株式報酬の割当によるものであります。

⑶ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．2025年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　1,496百万円
・１株当たり配当額　37円
・基準日　2025年９月30日
・効力発生日　2025年12月２日

ロ．2026年５月８日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　2,029百万円
・１株当たり配当額　50円
・基準日　2026年３月31日
・効力発生日　2026年５月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2026年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　2,029百万円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当額　50円
・基準日　2026年９月30日
・効力発生日　2026年12月１日

⑷ 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　121,800株

5．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動を行うために必要な運転資金及び設備投資資金については、自己資金を充当しております。資金運用については、安全性の高い金融資産の運用に限定しております。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが半年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に基づき、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理方法に準じて同様の管理を行っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、毎月資金繰り計画を作成・更新するとともに、相当額の手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、当社に準じた管理を行っております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（非上場株式　連結貸借対照表計上額18百万円）は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しいものは省略しております。なお、現金及び預金は注記を省略しており、受取手形、売掛金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	－	－	－
その他有価証券	11,556	11,556	－
資産計	11,556	11,556	－

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融資産

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	11,556	－	－	11,556
資産計	11,556	－	－	11,556

②時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債、社債及び譲渡性預金は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。地方債、社債及び譲渡性預金は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における市場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

６．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

７．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　3,304円30銭

⑵　１株当たり当期純利益　190円77銭

８．資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

⑴　当該資産除去債務の概要

社有建物に含まれるアスベストの除去費用及び不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～50年と見積り、割引率は0.154～1.857％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

⑶ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	69百万円
有形固定資産取得に伴う増加額	－百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	－百万円
期末残高	69百万円

9．収益認識に関する注記

⑴ 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連結損益計算書計上額
	日本	アジア	米国	計		
売上高 香料事業（注）	41,306	20,233	18,155	79,696	－	79,696
顧客との契約から生じる収益	41,306	20,233	18,155	79,696	－	79,696
外部顧客への売上高	41,306	20,233	18,155	79,696	－	79,696
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,643	224	136	3,004	△3,004	－
計	43,950	20,458	18,292	82,700	△3,004	79,696

(注)　香料事業はフレーバー、フレグランス等の製造・販売を主な事業内容としており、当該事業の売上高は主に一時点で顧客に移転される財から生じる収益で構成されております。

⑵ 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 ⑷ 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

⑴企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	Hoàng Anh Flavors and Food Ingredients JointStock Company
事業の内容	各種香料と食品素材の製造販売

②企業結合を行った主な理由

Hoàng Anh Flavors and Food Ingredients Joint Stock Company（以下、「Hoang Anh社」という）は当社グループの顧客網との重複は限られ、相互補完性が高く、フレーバービジネスでのシナジー効果が見込まれることから、ベトナム市場、東南アジア市場での更なる成長を目的にHoang Anh社の株式を取得することと致しました。

③企業結合日

2025年12月31日（みなし取得日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称

名称の変更はありません。

⑥取得した議決権比率

取得直前に所有していた議決権比率	－%
企業結合日に取得した議決権比率	100%
取得後の議決権比率	100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として全株式を取得したためであります。

⑵連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2026年1月1日から2026年９月30日まで

⑶被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	4,484百万円
取得原価		4,484百万円

⑷主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリー費用等　　253百万円

⑸発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額
1,676百万円
②発生原因
主として、今後の事業展開により期待される超過収益力であります。
③償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却

⑹企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	505百万円
固定資産	2,798百万円
資産合計	3,304百万円
流動負債	111百万円
固定負債	509百万円
負債合計	620百万円

⑺ 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度に係る連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
当連結会計年度における概算額の算定は重要性が乏しいため、記載しておりません。

⑻ のれん以外の無形固定資産に配分された金額および償却期間
顧客関連資産　2,468百万円
効果の及ぶ期間（20年）に基づく定額法によっております。

11. 重要な後発事象

自己株式の取得及び消却

当社は、2026年11月11日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得にかかる事項を決議するとともに、会社法第178 条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことについて決議いたしました。

（1） 自己株式の取得及び消却を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するとともに、資本効率の向上と株主還元の充実を図るため。

（2） 自己株式の取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類　当社普通株式

②取得する株式の総数　1,300,000株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.2%）

③株式の取得価額の総額 35億円（上限）

④取得期間　2026年11月12日から2027年９月30日まで

⑤取得方法　東京証券取引所における自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け

（3） 自己株式の消却の内容

①消却する株式の種類　当社普通株式

②消却する株式の総数　上記（2）により取得する自己株式の全株式数

③消却予定日　2027年10月29日

（ご参考）2026年９月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	40,592,103株
自己株式数	2,116,051株

貸借対照表

(2026年9月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**36,592**	**流動負債**	**13,135**
現金及び預金	7,025	買掛金	5,263
受取手形	60	関係会社短期借入金	2,040
電子記録債権	2,020	リース債務	87
売掛金	12,338	未払金	1,073
商品	510	未払費用	2,607
製品	7,963	未払法人税等	542
仕掛品	316	賞与引当金	1,247
原材料	5,120	役員賞与引当金	69
貯蔵品	357	その他	204
その他	881	**固定負債**	**9,389**
貸倒引当金	△2	リース債務	1,451
固定資産	**86,822**	退職給付引当金	6,938
有形固定資産	**19,336**	長期未払金	503
建物	9,627	資産除去債務	69
構築物	578	繰延税金負債	285
機械装置	1,729	その他	141
車両運搬具	66	**負債合計**	**22,525**
工具器具備品	948	**純資産の部**	
土地	6,112	**株主資本**	**94,345**
建設仮勘定	274	**資本金**	**5,364**
無形固定資産	**2,363**	**資本剰余金**	**7,334**
ソフトウェア	547	資本準備金	6,554
その他	1,816	その他資本剰余金	779
投資その他の資産	**65,121**	**利益剰余金**	**86,119**
投資有価証券	11,570	利益準備金	394
関係会社株式	44,275	その他利益剰余金	85,725
関係会社出資金	8,583	圧縮記帳積立金	298
関係会社長期貸付金	495	別途積立金	28,700
その他	205	繰越利益剰余金	56,726
貸倒引当金	△8	**自己株式**	**△4,472**
		評価・換算差額等	**6,287**
		その他有価証券評価差額金	**6,287**
		新株予約権	**256**
		純資産合計	**100,889**
資産合計	**123,414**	**負債・純資産合計**	**123,414**

損 益 計 算 書

（2025年10月 1 日から
2026年 9 月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**43,941**
売上原価		**27,417**
売上総利益		**16,524**
販売費及び一般管理費		**12,015**
営業利益		**4,508**
営業外収益		
受取利息	27	
受取配当金	240	
為替差益	97	
その他	182	**547**
営業外費用		
支払利息	43	
その他	12	**56**
経常利益		**5,000**
特別利益		
投資有価証券売却益	608	**608**
特別損失		
固定資産廃棄損	92	**92**
税引前当期純利益		**5,516**
法人税、住民税及び事業税	1,200	
法人税等調整額	142	**1,343**
当期純利益		**4,172**

株主資本等変動計算書

（2025年10月 1 日から
2026年 9 月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,364	6,554	757	7,312	394	309	28,700	56,069	85,472
当期変動額									
剰余金の配当								△3,526	△3,526
当期純利益								4,172	4,172
自己株式の取得									－
自己株式の処分			22	22					－
圧縮記帳積立金の取崩						△10		10	－
税率変更に伴う圧縮記帳積立金の変動額									－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									－
当期変動額合計	－	－	22	22	－	△10	－	656	646
当期末残高	5,364	6,554	779	7,334	394	298	28,700	56,726	86,119

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△4,774	93,375	5,439	5,439	424	99,239
当期変動額						
剰余金の配当		△3,526				△3,526
当期純利益		4,172				4,172
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	302	324				324
圧縮記帳積立金の取崩		－				－
税率変更に伴う圧縮記帳積立金の変動額		－				－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		－	847	847	△167	679
当期変動額合計	301	970	847	847	△167	1,649
当期末残高	△4,472	94,345	6,287	6,287	256	100,889

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券　償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

③ その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

④ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物　８～50年

機械装置　８年

② 無形固定資産　定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

⑶ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員及び執行役員への賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金　取締役に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度末における年間支給見込額に基づき、当事業年度において負担すべき額を計上しております。

④　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑷　収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年３月26日）を適用しております。財又はサービスの販売に係る収益は主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

取引価格の算定においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

当該履行義務は、財又はサービスを引き渡す一時点において、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。なお、財又はサービスの国内の販売において、出荷時から当該財又はサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

⑸　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理　　退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（関係会社株式の評価）

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式　　44,275百万円

⑵ 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

主に、T. HASEGAWA U.S.A.,INC.及びHoàng Anh Flavors and Food Ingredients Joint Stock Companyの関係会社株式であります。（当事業年度末　33,444百万円）

市場価格のない関係会社株式の減損処理の要否は、取得価額と実質価額とを比較することにより判定されており、実質価額が取得価額に比べ50％以上低下したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、実質価額まで減損処理をする方針としております。

実質価額の算定にあたっては、T. HASEGAWA U.S.A.,INC.がこれまでに行ってきた全株式保有による子会社化及びABELEI, INC.の取得、並びに当社が行ったHoàng Anh Flavors and Food Ingredients Joint Stock Companyの取得により見込んだ関係会社の将来の超過収益力が反映されております。

当該超過収益力の見積りには、連結財務諸表に計上されているのれん及び顧客関連資産と同様の主要な仮定が含まれております。

その見積りの内容に関する情報については、連結計算書類の「連結注記表　2.会計上の見積りに関する注記」に記載しております。

顧客関連資産及びのれんに関して減損損失の認識が必要と判断された場合、実質価額の算定及び投資の評価損の金額に大きな影響が生じる可能性があります。

3．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　　56,127百万円

⑵　関係会社に対する金銭債権、金銭債務は次のとおりであります。

①　短期金銭債権　　1,028百万円

②　短期金銭債務　　2,257百万円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①　売上高　　2,635百万円

②　仕入高　　248百万円

③　外注加工費　　952百万円

④　その他営業取引高　　272百万円

⑤　営業取引以外の取引高　　155百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	2,258千株	0千株	142千株	2,116千株

（注）1．自己株式数の減少は、新株予約権の権利行使と譲渡制限付株式報酬によるものであります。

6．税効果会計に関する注記

⑴ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産：退職給付引当金、賞与引当金、株式取得関連費用、試験研究費棚卸資産負担額、有価証券評価損、新株予約権、未払事業税

繰延税金負債：その他有価証券評価差額金、配当金に係る繰延源泉税、圧縮記帳積立金、為替差益

⑵ 繰延税金資産から控除した評価性引当額　362百万円

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	T.HASEGAWA U.S.A.,INC.	（所有）直接　100	各種香料の販売及び役員の兼任	貸付金の回収（注１）	152	流動資産その他（1年内返済予定長期貸付金）	165
				利息の受取（注１）	24	関係会社長期貸付金	495
子会社	長谷川香料（上海）有限公司	（所有）直接　100	各種香料の販売及び役員の兼任	借入金の返済（注１）	－	関係会社短期借入金	2,040
				利息の支払（注１）	17		
子会社	T　HASEGAWA FLAVOURS (KUALA LUMPUR)　SDN. BHD.	（所有）直接　100	各種香料の販売及び役員の兼任	増資の引受（注２）	5,228	－	－

（注１）取引条件及び取引条件の決定方針等

T.HASEGAWA U.S.A.,INC.に対する貸付金及び長谷川香料（上海）有限公司からの借入金の金利については、市場金利を勘案して決定しております。

（注２）同社の行った増資を1株につき38.45円（１マレーシアリンギット）で全額引き受けたものであります。

8．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　2,479円13銭

⑵　１株当たり当期純利益　102円89銭

9．資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴　当該資産除去債務の概要

社有建物に含まれるアスベストの除去費用及び不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～50年と見積り、割引率は0.154～1.857％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	69百万円
有形固定資産取得に伴う増加額	－百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	－百万円
期末残高	69百万円

10．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表　1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　⑷　会計方針に関する事項　④　重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11．重要な後発事象に関する注記

「連結注記表　11．重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月11日

長 谷 川 香 料 株 式 会 社
取締役会　御中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　澄　直　史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥　田　　久

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、長谷川香料株式会社の2025年10月1日から2026年9月30日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上